

地域再生利子補給金を活用しませんか？

地域経済の活性化に資する事業を行う企業等が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が利子補給金を支給することで、低利な借入れが可能となります。

対象となる事業

地域再生計画『ものづくり山形活性化計画』に定められている事業と合致する事業
(新規事業・事業基盤の強化拡張等)

利子補給金の支給期間

金融機関が企業等へ最初に貸付けた日から起算して **5年間**

利子補給率

0.7% 以内

活用可能時期

平成27年 7月～

※年4回程度の受付期間内での手続きが必要となります。

詳細は金融機関にご確認ください。

活用可能な金融機関

(株)山形銀行	山形信用金庫
(株)荘内銀行	米沢信用金庫
(株)きらやか銀行	鶴岡信用金庫
(株)七十七銀行	新庄信用金庫
(株)みずほ銀行	農林中央金庫
(株)三菱UFJ銀行	(株)商工組合中央金庫
(株)三井住友銀行	(株)日本政策投資銀行
(株)きらぼし銀行	

融資契約前にまずは金融機関にご相談ください!!

例えば…

A社が山形市内の工場を増設することに伴い、次の条件で金融機関から **10億円**を借り入れる場合

* 借入金利：1.00%(固定金利)
※変動金利でも可

* 返済期間：10年間

* 利子補給率：0.7%



**金利負担が
約2,500万円少なくなります!!**

※国の予算状況により利子補給率が変更となる場合があります。

問い合わせ先等

山形県産業労働部
産業技術イノベーション課 企画振興担当
TEL：023-630-2696 FAX：023-630-2369

- 県HP(地域再生計画関係)
<https://www.pref.yamagata.jp/110002/sangyo/gijutsu/kikakushinko/saiseikeikaku.html>
- 内閣府HP(利子補給金手続き関係)
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>